

<報道発表資料>

令和3年8月27日

9月は九都県市合同成年後見制度普及促進月間です

九都県市（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、令和2年度の第77回九都県市首脳会議における埼玉県知事からの提案に基づき、成年後見制度利用促進に関する検討を行ってきました。その結果、令和3年9月を九都県市合同成年後見制度利用促進月間と定め、各都県市で周知啓発に向けた取組を集中的に行うこととなりました。

その一環として、県では成年後見制度の普及促進のため、埼玉弁護士会等の専門職団体と協力して「成年後見なんでも電話相談」などを行います。

1 主な取組

(1) 成年後見なんでも電話相談

ア 日 時：令和3年9月4日（土曜日）10時00分～16時00分

イ 主 催：埼玉県、埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、公益社団法人埼玉県社会福祉士会

ウ 後援・協力：社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

エ 内 容：成年後見制度について知りたい方、利用をお考えの方の疑問に、後見実務に詳しい弁護士、司法書士、社会福祉士が電話でお答えします。

電話番号 048-710-5040

（当日のみ、無料、事前予約不要）

(2) 「成年後見制度利用促進コーナー」の設置（認知症の人と家族の会埼玉県支部主催イベント会場内）

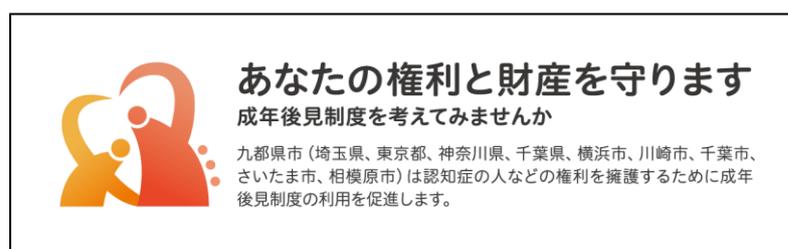
- ア 日 時：令和3年9月18日（土曜日）13：00～15：30
- イ 内 容：認知症の人と家族の会主催の世界アルツハイマーデー記念講演会（埼玉会館小ホール）に「成年後見制度利用促進コーナー」を設置し、パンフレットや下記ニュースレターを配布し、成年後見制度への理解・周知を促進します。

（3）「成年後見制度利用促進ニュースレター」県民向け特別号の発行

- ア 時 期：9月中旬以降随時
- イ 内 容：日頃、県及び埼玉県社会福祉協議会が共同で関係者向けに発行しているニュースレターを特別号として、制度概要や相談窓口を掲載して発行し、市町村・市町村社会福祉協議会等の成年後見制度相談窓口等で配布します。

2 九都県市合同成年後見制度利用促進ロゴマーク

九都県市での検討を経て、九都県市合同成年後見制度利用促進ロゴマークを制定しました。九都県市合同成年後見制度普及促進月間のみならず、使用してまいります。



県ホームページ（九都県市合同成年後見制度普及促進月間について）

<http://sam-cms01-2020.inside.pref.saitama.lg.jp/cms8341/a0609/3-seinen-kouken/9tokenshi-godofukyusokushingekkan.html>

<参考>

高齢化の進展に伴い、家族の支援を受けられない高齢者単独世帯・高齢者夫婦のみの世帯や認知症の人が増加傾向にあり、今後、成年後見制度へのニーズの高まりが見込まれます。そこで、令和2年5月に行われた第77回九都県市首脳会議（書面会議）において、本県知事から、成年後見制度等の利用促進に係る周知啓発の取組等について検討することを提案し、各首脳から賛同を得たものです。